



妊産婦等健康診査等交通費助成事業

尾道市では、妊産婦健康診査等のために医療機関等へ行く際の交通費を助成します。



助成対象者

因島・細島・生口島・高根島・百島に在住の妊産婦等
(※請求は住所地からの受診(利用)に限ります。)



助成内容

助成対象事業	助成回数上限
① 妊婦健康診査	16回(多胎妊婦の場合21回)
② 妊婦歯科健康診査(細島・百島のみ)	1回
③ 産婦健康診査	2回
④ 産後ケア事業	18回
⑤ 不妊症・不育症の検査・治療	なし



助成金額

西瀬戸自動車道、船舶等を利用した際の往復料金



申請方法

次の書類等をご持参ください。後日、口座振込により助成します。

- 全共通
- ・妊産婦等健康診査等交通費助成金請求申請書
 - ・交通費に係る領収書等(ETC利用明細書、乗船券の領収書等)
(※西瀬戸自動車道を軽自動車又はバスで通行した場合は不要)
 - ・振込先口座を確認できるもの(預金通帳、キャッシュカード等)
 - ・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)

①～④・・・親子(母子)健康手帳

④・・・尾道市産後ケア利用承認通知書(申請方式サービス利用の場合)

④、⑤・・・受診(利用)が確認できるもの(医療機関等の領収書、診療明細書等)



申請期間

①～③・・・出産後1年以内

④、⑤・・・最終受診(利用)日から1年以内

(※尾道市から転出した後の申請はできません。)

詳しくは尾道市 HP へ



申請・問い合わせ先

健康推進課 総合福祉センター内

門田町 22-5

(0848) 24-1960

因島総合支所内

因島土生町 7-4

(0845) 22-0123

瀬戸田福祉保健センター内

瀬戸田町林 1288-7

(0845) 27-3849

